

令和 4 年 6 月
国 税 庁

「税理士会総会の運営について」の一部改正について（法令解釈通達）

（趣旨）

本通達は、令和 4 年度税制改正に伴う、改正税理士法施行令の施行等を踏まえ、所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法施行令（昭和 26 年政令第 216 号）の一部改正に伴い、その施行に関して必要な事項を定めるため及び用語等の整理のために関係通達を改正するものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第二号及び第八号に当たることから意見公募手続を実施しませんでした。